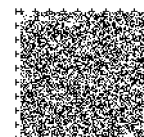


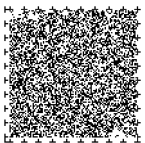
# 第 5 章

---

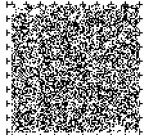
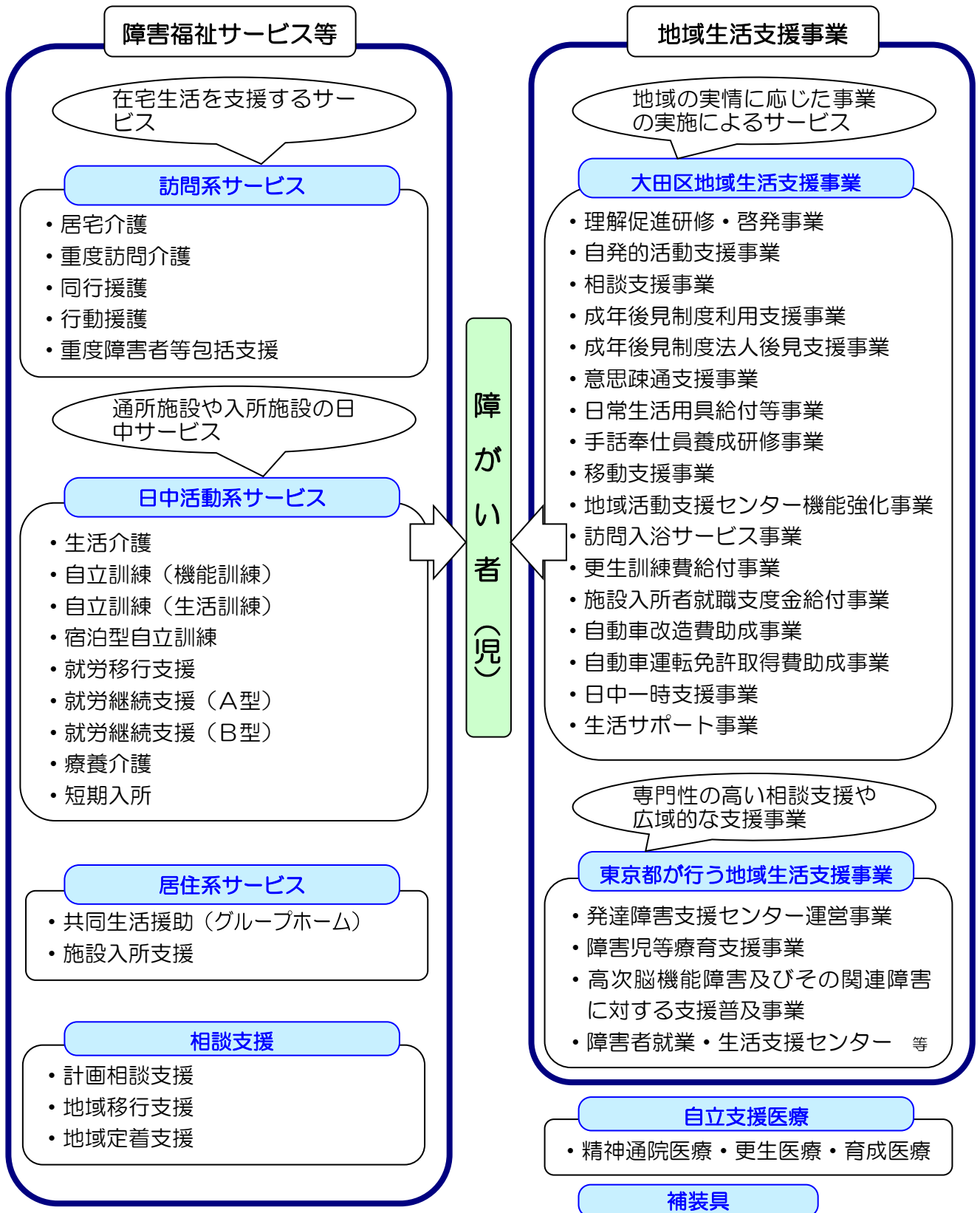
## 障害福祉サービス等の推進

---

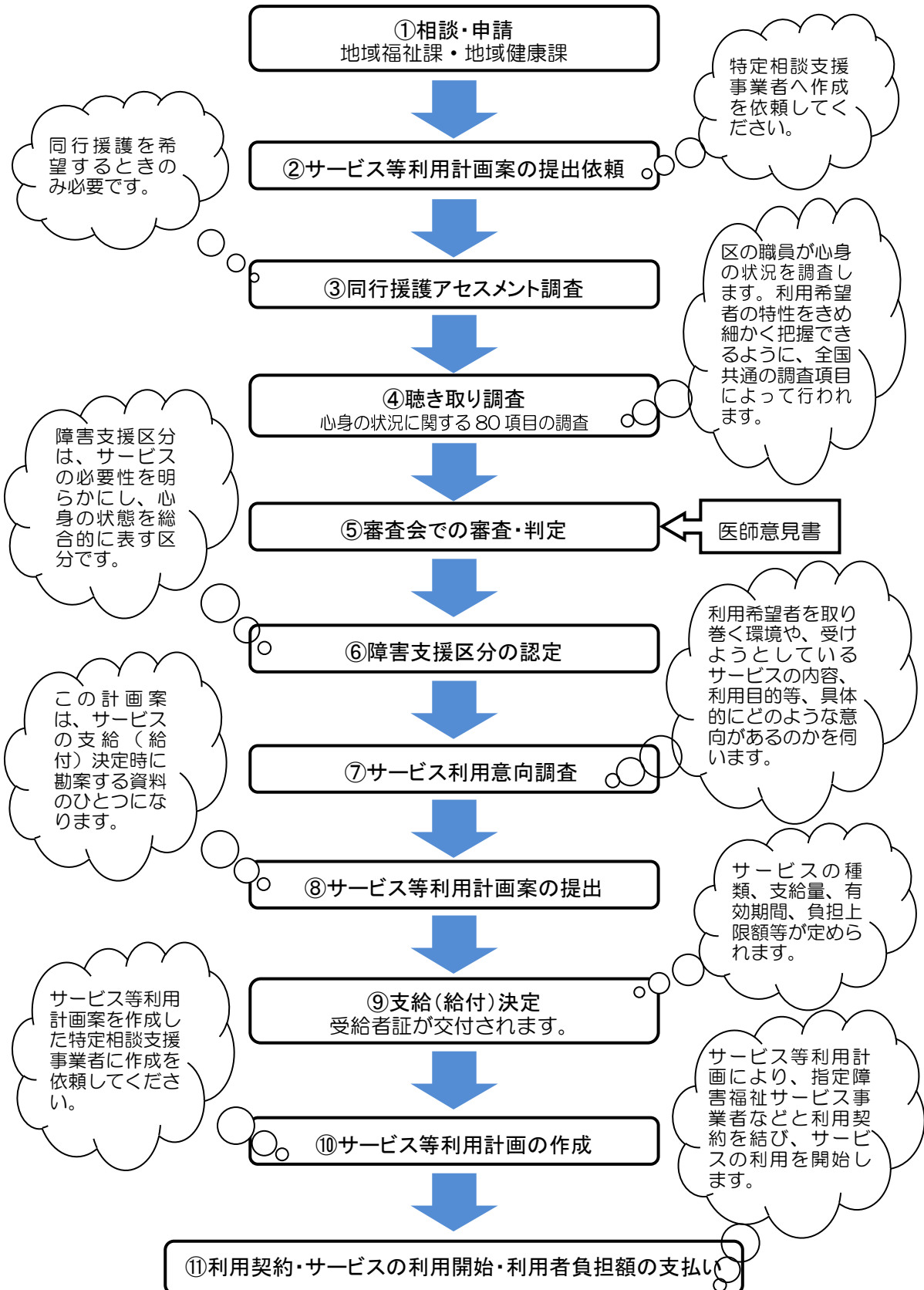




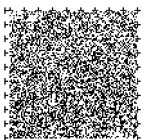
# 1 障害者総合支援法による福祉サービスの仕組み



## 2 障害福祉サービス等の申請から利用までの流れ



※介護保険サービスを利用できる場合は、介護保険が優先となります。



### 3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて

#### (1) 地域移行に向けた支援の充実

障がいの有無にかかわらず、全ての人が自分らしく生活する権利を持っています。そのため、障がいのある人が誰とどのように生活していくのかを自らの選択によって決めることができ、それぞれの障がい特性に応じたサービスが受けられるような仕組みづくりに取り組んでいくことが重要になります。

このことから、障がいのある人が地域で安心して暮らすことできるよう、今後も入所施設や関係機関との連携を強化し、民間事業者等の活用によるグループホームの整備を促進していきます。

また、入院している精神障がいのある人のうち、退院可能な人については、地域で暮らしていけるよう支援していきます。病院などの関係機関と連携を取り、必要なときに支援を受けることができる体制を整備していきます。

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針によると、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般在宅等に移行する者を見込み、平成29年度末における目標値を設定することとされています。

大田区においては、これまでの実績や現状を踏まえ、平成29年度末までに20人が地域生活に移行することを目標とし、障がい者が地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう支援していきます。

#### (2) 一般就労に向けた支援の充実

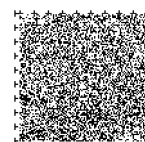
障がいのある人が自分らしく暮らしていくためには、社会的・経済的に自立して生活できることが大切です。

このことから、今後も障がいのある人の就労に向けて、就労相談の充実や、労働、教育、福祉の関係機関との就労支援ネットワークを充実させていきます。

また、障がい者総合サポートセンターにおいて、就労支援事業を行い、発達障がいや高次脳機能障がいなどの多様なニーズに応じて適切な就労ができるよう支援していきます。

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針によると、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することとされています。

大田区においては、平成24年度の就労移行者数である47人の2倍にあたる、94人を目標とし、障がいのある人の社会的・経済的自立に向けた支援を行っていきます。



### (3) 地域生活支援拠点等の整備について

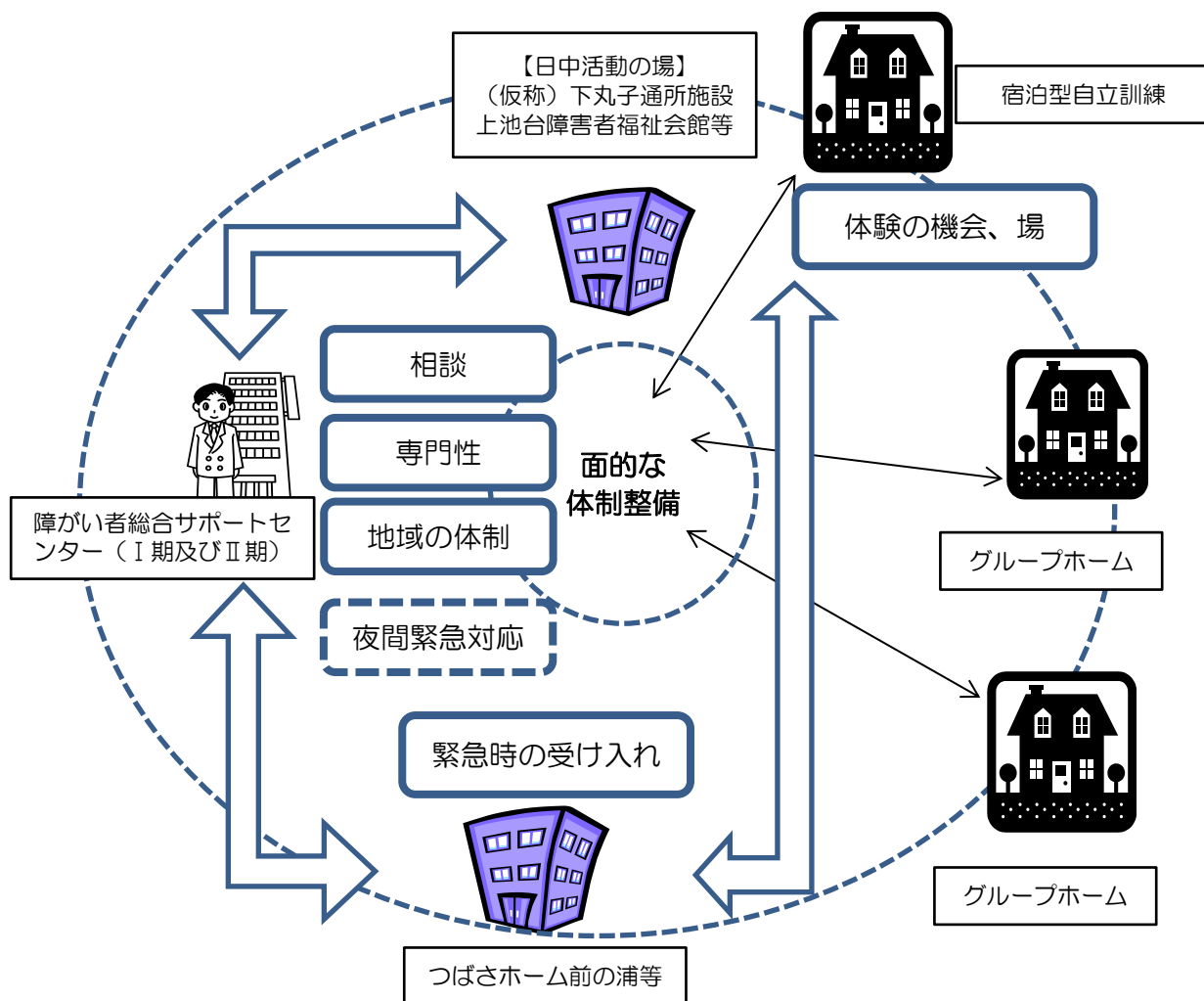
現在、障がいの重度化や高齢化が進む中であって、「親なき後」を見据えて、障がいのある人の地域での暮らしを支援する体制を整備し、安心感を確保していく必要があります。

こうしたことから、第4期障害福祉計画に係る国の基本指針においては、障がい者の地域における生活支援を推進するため、各市町村又は各圏域に少なくとも一つは、地域生活支援拠点等の整備をすることとされています。

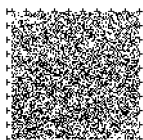
大田区では平成29年度末までに、障がい者総合サポートセンターを中心に、(仮称)下丸子通所施設、つばさホーム前の浦等の施設で機能を分担した「面的な体制」の整備を図っていきます。

そして、平成30年度以降は、障がい者総合サポートセンターの機能拡充を図り、「多機能拠点型」の地域生活支援拠点の整備を目指していきます。

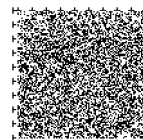
■大田区の地域生活支援拠点等のイメージ図



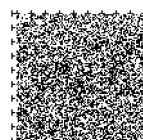
個々の機関が有機的な連携の下に支援を確保していきます。



## 4 障害福祉サービス等の総括表(見込量一覧)



区分	サービスの種類		単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
1 訪問系 サービス	(1)居宅介護		時間/月	11,579	11,926	12,284	12,652
			人/月	537	554	574	594
	(2)重度訪問介護		時間/月	15,075	15,527	16,304	17,119
			人/月	40	40	42	44
	(3)同行援護		時間/月	5,001	5,250	5,513	5,788
			人/月	154	158	168	178
	(4)行動援護		時間/月	132	135	168	201
			人/月	4	4	5	6
	(5)重度障害者等包括支援		単位/月	0	85,085	85,085	85,085
			人/月	0	1	1	1
2 日中活動系 サービス	(1)生活介護		人/月	943	966	981	996
	(2)自立訓練	機能訓練	人/月	54	70	70	90
		生活訓練	人/月	34	44	44	44
		宿泊型自立訓練	人/月	17	18	18	23
	(3)就労移行支援		人/月	92	110	138	172
	(4)就労継続支援	A型	人/月	23	23	23	23
		B型	人/月	888	954	988	1,058
	(5)療養介護		人/月	55	56	56	56
	(6)短期入所		日/月	1,200	1,250	1,400	1,550
			人/月	132	134	149	161
3 居住系 サービス	(1)共同生活援助(グループホーム)		人/月	291	281	311	341
	(2)施設入所支援		人/月	506	506	506	506
4 相談支援	(1)計画相談支援		人/月	267	375	400	400
	(2)地域相談支援	地域移行支援	人/月	6	4	8	16
		地域定着支援	人/月	4	3	6	10
5 児童福祉 サービス	(1)児童発達支援	児童発達支援	日/月	1,939	2,114	2,431	2,795
			人/月	273	302	416	540
		医療型児童発達支援	日/月	227	270	270	270
			人/月	25	30	30	30
	(2)放課後等デイサービス		日/月	2,186	4,540	5,040	5,540
			人/月	306	648	748	848
	(3)障害児相談支援		人/月	27	46	59	76



## 5 訪問系サービス

### (1) 居宅介護

#### ■サービス内容

ホームヘルパー等が障がいのある人の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介護等や家事その他の援助を提供するサービスです。

#### ○対象者

障がい者(児)のうち、障害支援区分が1以上（身体介護を伴う場合の通院等介助は、区分2以上）。

#### ■取組の現状と課題等

利用者の増加に伴い、利用時間数も増加しています。区内 102 か所の事業所でサービスを提供しており、介護サービス提供事業所からの新規参入で増加傾向にあります。

#### ■サービス量の見込み

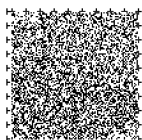
サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	時間/月	11,579	11,926	12,284	12,652
	人/月	537	554	574	594

#### ■今後の方向性

利用者の増加に対して、事業所による安定したサービス提供体制の整備が課題です。今後も多様な障がい特性に合わせたニーズを的確にとらえ、安定したサービス提供体制を確保していきます。

また、ホームヘルパーには、視覚・聴覚・言語・肢体・知的・精神等の多様な利用者一人ひとりの障がい特性を理解したきめ細やかな対応が求められます。

そのため、今後も研修会等を開催し、事業所職員のスキルアップや事業所間の連携強化に努めていきます。





## (2) 重度訪問介護

### ■サービス内容

重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出時における移動介護等を総合的に提供するサービスです。

#### ○対象者

障がい者のうち、障害支援区分が4以上で、次のいずれかに該当する人。

①二肢以上に麻痺があり、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定されている。

②常時介護を要し、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上。

### ■取組の現状と課題等

障害者総合支援法の施行により、平成26年4月1日から重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障がい者・精神障がい者に対象が拡大されています。

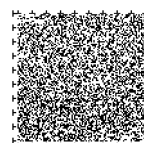
利用実績は増加傾向にあります。区内90か所の事業所でサービスを提供していますが、長時間滞在型のサービスであるため、派遣可能なホームヘルパーの不足等により、需要への対応が十分ではない面があります。

### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度訪問介護	時間/月	15,075	15,527	16,304	17,119
	人/月	40	40	42	44

### ■今後の方向性

引き続き事業所に対しては、人材の確保及び定着と、より質の高いサービスの提供に向けた支援を行っていきます。



### (3) 同行援護

#### ■サービス内容

視覚障がいや移動が著しく困難な人の外出時に同行して、移動に必要な情報の提供、移動の援護等を行うサービスです。

○対象者

・身体介護を伴わない場合

「同行援護アセスメント票」の調査項目中、「視力障がい」「視野障がい」「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上。

・身体介護を伴う場合

下記のいずれにも該当する人。

①「同行援護アセスメント票」の調査項目中、「視力障がい」「視野障がい」「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上。

②障害支援区分が2以上。

③障害支援区分の認定調査項目のうち、(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか1つ以上に認定されている。

(ア)「歩行」「全面的な支援が必要」

(イ)「移乗」「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(ウ)「移動」「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(エ)「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(オ)「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

#### ■取組の現状と課題等

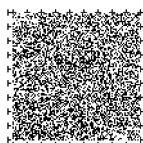
利用実績は増加傾向にあります。平成24年度から新たに加わったサービスであり、以前は移動支援を利用していた方の移行がスムーズにできていると思われま  
す。区内36か所の事業所でサービスを提供しています。

#### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
同行援護	時間/月	5,001	5,250	5,513	5,788
	人/月	154	158	168	178

#### ■今後の方向性

引き続き事業所の確保、人員の確保・定着、人材育成に向けた支援を行い、障  
がい特性に配慮したサービスが提供できるようにしていきます。



## (4) 行動援護

### ■サービス内容

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や移動中の介護等を提供するサービスです。

#### ○対象者

障害支援区分が3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数10点以上の人。

### ■取組の現状と課題等

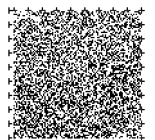
利用時間が増加している反面、利用者数に若干の減少が見られることから、一人あたりの利用時間数は増加傾向にあるといえます。地域生活支援事業の移動支援との棲み分けが明確になってきたともいえますが、区内のサービス提供事業所は7か所と変わっておらず、需要への対応が十分ではない面もあります。

### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
行動援護	時間/月	132	135	168	201
	人/月	4	4	5	6

### ■今後の方向性

引き続き事業所と人員の確保・人材育成等、利用者にとっての適切なサービスを安定して提供できる体制整備を進めていきます。



## (5) 重度障害者等包括支援

### ■サービス内容

介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

#### ○対象者

障害支援区分が区分6以上に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する方かつ次の①、②に該当する人。

①重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある、次のいずれかに該当する人。

(ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者

(イ)最重度知的障がい者

②障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上。

### ■取組の現状と課題等

対象が重度の障がい者のため、生活介護や自立訓練等の居宅外のサービスを組み合わせるまでには至っていないことから、実績がありません。

また、サービス提供事業所は区内にはなく、都内全体でも7か所と少ない状況です。

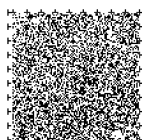
### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度障害者等包括支援	単位／月	0	85,085	85,085	85,085
	人／月	0	1	1	1

※ 支給量を単位数で決定しています。

### ■今後の方向性

利用者の急激な増加は見込まれませんが、サービス対象者の把握に努めるとともに、事業所の確保に取り組むことで、希望があった場合に対応できる体制整備を進めていきます。



## 6 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

#### ■サービス内容

施設において、常に介護を必要とする人に日中の時間で入浴、排せつ、食事の介護等や創作的活動又は生産活動の場を提供するサービスです。

○対象者

障害支援区分が区分3以上の人（50歳以上は区分2以上）。

#### ■取組の現状と課題等

利用者数は増加傾向にあります。また、区内12か所の事業所でサービスを提供しています。

#### ■サービス量の見込み

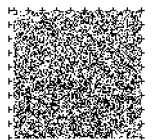
サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人/月	943	966	981	996

#### ■今後の方向性

引き続きサービスを必要とする人に必要なサービスが提供できるように取り組むとともに、需要の把握に努めて、区内特別支援学校の卒業生のうち、希望者については、在宅者を出さない方針で施設整備に適切に反映していきます。

また、利用者の高齢化・重度化に伴う医療的ケアへの対応として、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めていきます。

平成29年度からは、上池台障害者福祉会館における生活介護の対象を拡大し、身体障がいのある人に加え、知的障がいのある人にもサービスを提供していきます。



## (2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

### ■サービス内容

#### ①機能訓練

身体障がい者・難病患者を対象として、自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために理学療法士や作業療法士等がリハビリテーションや日常生活上の支援を提供するサービスです。

#### ②生活訓練

知的障がい者・精神障がい者を対象として、自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援を提供するサービスです。

#### ③宿泊型自立訓練

知的障がい者・精神障がい者を対象として、自立した日常生活又は社会生活ができるように、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や日常生活上の相談支援を提供するサービスです。

### ■取組の現状と課題等

機能訓練と生活訓練は、それぞれ区内2か所の事業所でサービスを提供しています。利用者数は機能訓練がほぼ横ばい、生活訓練が増加傾向にあります。宿泊型自立訓練は、区内1か所の事業所でサービスを提供しています。利用者数はほぼ横ばいです。

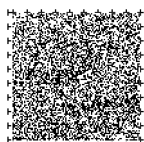
### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
機能訓練	人/月	54	70	70	90
生活訓練	人/月	34	44	44	44
宿泊型自立訓練	人/月	17	18	18	23

### ■今後の方向性

障がい者総合サポートセンターでは、機能訓練と生活訓練のサービスを提供します。区内の自立訓練施設は4施設となるため、それぞれの施設の役割を明確にし、連携して支援を行います。

今後の利用者数は、増加傾向になると見込まれますが、引き続き高次脳機能障がい者など、多様な障がい特性に合わせて、訪問支援などのきめ細かな支援を行います。また、地域生活支援拠点等の整備の一環として、宿泊型自立訓練施設の整備に取り組んでいきます。



### (3) 就労移行支援

#### ■サービス内容

就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の提供、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を提供するサービスです。

#### ■取組の現状と課題等

区内のサービス提供事業所は順調に増加しており、8か所あります。また、利用者数も増加傾向にあります。

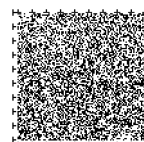
#### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	人/月	92	110	138	172

#### ■今後の方向性

平成 27 年度からは、障がい者総合サポートセンターでサービスの提供を開始します。また、平成 29 年度の（仮称）下丸子通所施設の開設に向けて取組を進めていくとともに、民間事業者の参入支援も進めていきます。

そして、今後は、就労移行支援を経ての就労継続支援B型の利用という法の原則に則ったサービス提供体制の整備を図っていきます。



## (4) 就労継続支援（A型・B型）

### ■サービス内容

#### ①就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高い人について、一般就労への移行に向けた支援を提供するサービスです。

#### ②就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力を有すると思われる人に対しては、一般就労等への移行に向けた支援を提供するサービスです。

### ■取組の現状と課題等

利用者数はやや増加傾向にあります。A型のサービス提供事業所は、区内に1か所と変わっていませんが、B型は区内27か所の事業所でサービスを提供しており、増加傾向にあります。

### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援(A型)	人/月	23	23	23	23
就労継続支援(B型)	人/月	888	954	988	1,058

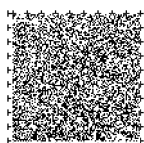
### ■今後の方向性

A型については、利用動向や需要の把握をしていきます。また、引き続き就労支援ネットワークの連携を深めながら民間事業者の参入支援を行い、サービス提供体制の整備をしていきます。

B型については、今後も需要の増加が見込まれるため、必要なサービスが提供されるよう取り組むとともに、需要の把握に努め、区内特別支援学校の卒業生のうち、希望者については、在宅者を出さない方針で施設整備に適切に反映していきます。

また、A型、B型ともに、知的障がい者以外の発達障がい者、高次脳機能障がい者等の受け入れを支援・促進します。

さらに、平成29年度の（仮称）下丸子通所施設の開設に向けて取組を進めていきます。





## (5) 療養介護

### ■サービス内容

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を提供するサービスです。

#### ○対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者。

①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分が6の人。

②筋ジストロフィー患者又は重度心身障がいのある人で、障害支援区分が5以上の人。

### ■取組の現状と課題等

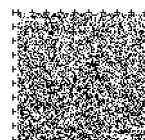
利用者数はほぼ横ばいとなっています。また、区内にサービス提供事業所はなく、都内に14か所あります。

### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	人/月	55	56	56	56

### ■今後の方向性

今後も利用対象者の大幅な増加や事業所の増加はないと見込まれますが、引き続き利用動向や需要の把握に努め、サービス提供体制の整備を進めていきます。



## (6) 短期入所

### ■サービス内容

自宅で介護する人が病気等の場合に、夜間を含めた短期間を施設で入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。

○対象者

障害支援区分が1以上である障がい者（児）。

### ■取組の現状と課題等

区内4か所の事業所（福祉型）でサービスを提供しており、利用者数は増加傾向にあります。また、このほかに緊急一時保護施設が1か所あります。

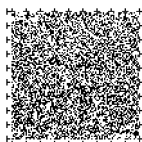
### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所(福祉型)	日/月	1,108	1,154	1,292	1,431
	人/月	122	123	137	148
短期入所(医療型)	日/月	92	96	108	119
	人/月	10	11	12	13
合 計	日/月	1,200	1,250	1,400	1,550
	人/月	132	134	149	161

### ■今後の方向性

今後も需要が高まることが見込まれるため、利用動向や需要の把握に努めるとともに、事業所の開設支援や障がい特性に応じたサービス提供体制の整備を進めていきます。

特に、医療的ケアを必要とする重度障がい者等に対応できる事業所が区内及び近接地域にないため、今後、区内で対応可能な事業所の開設を働きかけていきます。



## 7 居住系サービス

### (1) 共同生活援助（グループホーム）

#### ■サービス内容

夜間や休日に、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事等の介護や家事及び相談や日常生活上の援助を提供するサービスです。

#### ■取組の現状と課題等

障害者総合支援法の施行により、平成 26 年 4 月 1 日から、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されています。

また、区内には 51 か所のグループホームがあり、利用者数は増加傾向にあります。

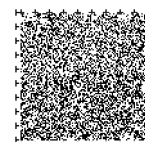
#### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	291	281	311	341

#### ■今後の方向性

今後も入所施設から地域生活への移行、親なき後や介護者の高齢化等の場合に居住の場を確保する必要性は高く、新規設置する事業者に対する整備支援を継続していきます。

また、支援者に対する研修の実施や支援者間のネットワークづくりにも取り組んでいきます。



## (2) 施設入所支援

### ■サービス内容

施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。

#### ○対象者

夜間や休日において、介護が必要な人、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の対象者で通所が困難な人。

①生活介護利用者のうち、障害程度支援区分が4以上の人（50歳以上の場合は、区分3以上）。

②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的と認められる人又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所による訓練等を受けることが困難な人。

### ■取組の現状と課題等

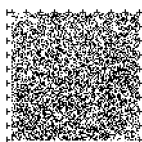
利用者数はほぼ横ばいであり、区内2か所の事業所でサービスを提供しています。

### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	人/月	506	506	506	506

### ■今後の方向性

入所施設から地域生活への移行が求められていますが、グループホームで対応が難しい障がいのある人が、安心して暮らせる暮らしの場が現状では必要であり、更なる整備を検討していきます。



## 8 相談支援

### (1) 計画相談支援

#### ■サービス内容

障がいのある人のサービスの利用にあたり、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。

#### ○対象者

障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する全ての障がい者（児）。

#### ■取組の現状と課題等

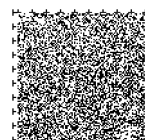
利用者数も大幅に増加しており、区内のサービス提供事業所も 22 か所と増加していますが、サービス等利用計画の作成が遅れている状況です。

#### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人/月	267	375	400	400

#### ■今後の方向性

平成 27 年度からは、全ての障害福祉サービス等の利用にサービス等利用計画が必要となるため、今後の利用者数に大幅な増加が見込まれています。引き続き既存の事業所との連携を密にし、新たな指定特定相談支援事業者及び相談支援専門員の確保に取り組むとともに、セルフプランへの支援も含めてサービス提供体制の整備を進めていきます。



## (2) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

### ■サービス内容

#### ①地域移行支援

住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

#### ○対象者

施設に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者。

#### ②地域定着支援

常時の連絡体制を確保して、相談や緊急対応等の必要な支援を行います。

#### ○対象者

居宅においてひとり暮らしをしている障がい者、同居している家族の支援を受けられない障がい者。

### ■取組の現状と課題等

障害者総合支援法の施行により平成 26 年 4 月 1 日から対象が拡大されています。利用者数はやや増加傾向にあり、地域移行支援が区内 5 か所、地域定着支援が区内 4 か所の事業所でサービスを提供しています。

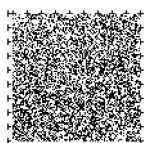
### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域移行支援	人／月	6	4	8	16
地域定着支援	人／月	4	3	6	10

### ■今後の方向性

今後も、施設入所者や精神科病院に入院している精神障がいのある人のうち、地域移行が具体的に見込まれる障がいのある人について、認定調査等の際に本人の意向や状況を勘案して、円滑な地域移行につなげていけるようサービス提供体制を整備していきます。

また、地域で単身生活をしている障がいのある人や、家族による支援を受けることができない障がいのある人について、地域における安定した生活に向けて、サービス提供体制を整備していきます。



## 9 児童福祉サービス

### (1) 児童発達支援・医療型児童発達支援

#### ■サービス内容

##### ①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

##### ○対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児。

##### ②医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。

##### ○対象者

肢体不自由があり、理学療養等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた児童。

#### ■取組の現状と課題等

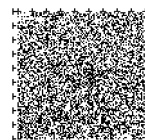
平成 24 年の児童福祉法の改正により、身近な地域で支援が受けられるようになったサービスです。また、児童発達支援は区内 7 か所、医療型児童発達支援は区内 1 か所の事業所でサービスを提供しています。

#### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	日/月	1,939	2,114	2,431	2,795
	人/月	273	302	416	540
医療型児童発達支援	日/月	227	270	270	270
	人/月	25	30	30	30

#### ■今後の方向性

今後も需要の増加が見込まれます。必要なサービスが提供されるよう取り組むとともに、需要の把握に努め、今後の施設整備に適切に反映していきます。



## (2) 放課後等デイサービス

### ■サービス内容

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

#### ○対象者

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童。

### ■取組の現状と課題等

平成24年の児童福祉法の改正により、新しくできたサービスです。また、区内12か所の事業所でサービスを提供しています。

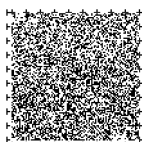
### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後等デイサービス	日/月	2,186	4,540	5,040	5,540
	人/月	306	648	748	848

### ■今後の方向性

今後も需要の増加が見込まれます。また、地域活動支援センターからの移行により、サービス提供事業所も増加する見込みです。

引き続き必要なサービスが提供されるよう取り組むとともに、需要の把握に努め、今後の施設整備に適切に反映していきます。





### (3) 障害児相談支援

#### ■サービス内容

障害児通所支援の利用にあたって、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

#### ○対象者

障害児通所支援を行う全ての児童。

#### ■取組の現状と課題等

平成 24 年の児童福祉法の改正により、新しくできたサービスです。また、区内 5 か所の事業所でサービスを提供しています。

#### ■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	人/月	27	46	59	76

#### ■今後の方向性

障害児通所支援を利用する全ての児童に障害児支援利用計画が必要となるため、今後も利用者数の増加が見込まれます。引き続き既存の事業所との連携を密にし、サービス提供体制の整備を図っていきます。

